

2026 Ninja Team Green Cup

4 時間耐久ロードレース

大会特別規則書

公 示

ホンダモビリティランド株式会社は、2026 年 10 月 30 ～31 日、栃木県茂木町のモビリティリゾートもてぎにおいて「2026 Ninja Team Green Cup 4 時間耐久ロードレース」を開催する。本大会は一般 財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）承認のもとに国際スポーツ憲章・FIM 競技 規則に基づいた 2026MFJ 国内競技規則ならびに本競技会大会特別規則と、Ninja Team Green Cup 車両規則及び参加規則に基づいて開催される。

大会主旨

Ninja Team Green Cup 耐久レース組織委員会は、モーターサイクルスポーツファンの皆様に、気軽に、ご家族やお友達と共にレースをお楽しみいただきたいとの願いを込め、ライダーならびにチームクルーとして大勢でご参加いただけるモーターサイクルレースの祭典を目指してモビリティリゾートもてぎにて本大会を開催致します。

単に勝つことだけを目的とせず、参加される皆様と共に常に新鮮で、時代に沿ったレースであるように、私たちは、このレースを通じ、多くの仲間と共に過ごす大切な時間を持つこと、耐久レースを楽しみ尽くすこと、そして、そこで得た喜びをまだレースの魅力を知らない方々へ伝えて頂ければ嬉しく思います。

Ninja Team Green Cup 耐久レース組織委員会

参加者確認事項（必ず承諾の上お申し込みください。）

- ① 1 チーム 2 ～ 3 名までの参加とし、そのうち 1 名以上は、Ninja Team Green Cup オフィシャルレーシングスーツ着用者でなければならない。
- ② モビリティリゾートもてぎ レーシングコースの走行経験が 2026 年 10 月 15 日までにあること。（走行経験を証明する書面が提出できること。）
- ③ 1 チームにつき、クラス 2 の参加者または国際ライセンス所持者は 1 名までとする。クラス 2 の参加者同士や、クラス 2 と国際ライセンス所持者同士などは同じチームを構成することはできない。
- ④ Ninja Team Green Cup オフィシャルレーシングスーツ着用者は、そのチームの代表として予選に参加する。指定ツナギ着用者が複数いた場合、その中で代表を決定し、主催者に申請すること。
（詳細は Ninja Team Green Cup 車両規則及び参加規則内に記載。）
- ⑤ 参加車両は Ninja Team Green Cup 車両規則及び参加規則に記載の、日本国内仕様の車両でなければならない。
- ⑥ 1 回の給油量は、5 L 以下（携行缶は主催者が準備）とする。
- ⑦ スタートはル・マン式スタート（詳細は規則内に記載）を基本とし、Ninja Team Green Cup オフィシャルレーシングスーツ着用者（代表以外でも可）が、スタートライダーとなる。
- ⑧ レース中のタイヤ交換は基本的に認めない。もし、タイヤの破損や摩耗などで、やむを得ず交換を余儀なくされる場合は、競技監督の承認を必要とし、1 周減算の上で交換できる。
- ⑨ ゼッケンについては、Ninja Team Green Cup 車両規則及び参加規則のクラス 1 , 2 に準じた書体、ベース色とし、希望ゼッケンについては、本書の 9-3 ④に記載される。

2026 Ninja Team Green Cup もてぎ 4 時間耐久ロードレース 特別規則書

目 次

第 1 章 総 則

第 1 条 競技会の名称・格式	7
第 2 条 主催者	7
第 3 条 大会組織・役員	7
第 4 条 開催場所	7
第 5 条 開催日程	7
第 6 条 競技種目	7
第 7 条 出場台数	7

第 2 章 参加規程

第 8 条 参加資格	7
第 9 条 参加申し込み	8
第 10 条 参加料	8
第 11 条 キャンセル規定の設定	8
第 12 条 チームの構成	8
第 13 条 ライダーの登録	9
第 14 条 ピットクルーの登録	9
第 15 条 ヘルパー	9
第 16 条 車両の変更	9
第 17 条 もてぎ・鈴鹿（MS）共済会	9
第 18 条 参加受理と参加拒否	10

第 3 章 開催クラス・燃料規定

第 19 条 開催クラス	10
第 20 条 燃料規定	10

第 4 章 参加受付・公式車検

第 21 条 参加受付	10
第 22 条 トランスポンダー（自動計測装置）	11
第 23 条 公式車両検査（ライダーの装備・スペアマフラー・消火器・カメラ取付）	11～12

第 5 章 参加者の遵守事項

第 24 条 クレデンシャルと車両通行証	12
第 25 条 パドック・ピットの使用	13
第 26 条 プラットフォーム（サインエリア）	13
第 27 条 参加者の遵守事項	13～14
第 28 条 ブリーフィング	14
第 29 条 公式予選	14
第 30 条 4 時間決勝レースの選抜方法	14
第 31 条 4 時間決勝レースのグリッド決定方法	14

第 6 章 決勝スタート

第 32 条 スタート前チェック	14
第 33 条 スタート前の遵守事項	15
第 34 条 スタート方法	15

第 7 章 燃料補給

第 35 条 レース中における燃料補給	15～16
---------------------	-------

第 8 章 走行中の遵守事項

第 36 条 走行中の遵守事項	16～17
第 37 条 妨害行為	17
第 38 条 停止	17
第 39 条 救済措置	17
第 40 条 リタイア /	17
第 41 条 負傷時の医務室受診義務	17～18
第 42 条 ピットインおよびピットアウト	18～19
第 43 条 ピットストップ	19
第 44 条 レース中のピット作業	20
第 45 条 レース中の車両修理	20
第 46 条 ピットサイン	20～21
第 47 条 4 時間決勝レースのライダー交替	21
第 48 条 抗議	21

第 9 章 競技の一時中立化

第 49 条 フルコースコースション（競技の一時中立化）	21～23
第 50 条 レースの中断	23～25

第 10 章 レース延期および中止

第 51 条 レース終了	25～26
第 52 条 順位および完走の認定	26
第 53 条 レース終了後の手順と暫定表彰	26
第 54 条 入賞車両の車両保管および再車検	26

第 11 章 レース延期および中止

第 55 条 レースの延期および中止	27
--------------------	----

第 12 章 賞 典

第 56 条 4 時間決勝レースの賞典	27
第 57 条 決勝レースの賞典および特別賞	27

第 13 章 主催者の権限

第 58 条 主催者の権限	28～28
---------------	-------

第 14 章 損害の補償・大会役員の責任

第 59 条 損害の補償	28
第 60 条 大会役員の責任	28

第 15 章 本特別規則の適用と補足

第 61 条 本特別規則の解釈	28
第 62 条 公式通知の発行	28
第 63 条 本特別規則の施行	29

第 16 章 カメラの取り付け

第 64 条 カメラ取付方法	29
パドック案内図	30
もてぎ・鈴鹿共済会 会員の皆さまへ	31～32
レース映像使用ガイドライン	33

第 1 章 総 則

第 1 条 競技会の名称 ・2026 Ninja Team Green Cup 4 時間耐久ロードレース (MFJ 承認競技会)

第 2 条 主催者 ● ホンダモビリティランド株式会社 〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1
TEL. 0285-64-0200 FAX. 0285-64-0209
● エムオースポーツクラブ (M.O.S.C.) 〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1
TEL. 0285-64-0202 FAX. 0285-64-0209

第 3 条 大会組織 ・役員 組織委員長：高秀 一行・組織委員：飯田 哲也
他は大会公式プログラムにて公示する。

第 4 条 開催場所

モビリティリゾートもてぎ ロードコース 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1 フルコース 4.8013km

第 5 条 開催日程

2026 年 10 月 30 日 (金) 参加受付・公式車検・特別スポーツ走行

10 月 31 日 (土) 公式予選・4 時間決勝レース

その他の詳細なスケジュールについては、公式通知にて公示する。 ※各公開練習会の日程等詳細については、モビリティリゾートもてぎホームページ内 に掲載する。

第 6 条 競技種目 モーターサイクルによる耐久レース

第 7 条 出場台数 4 時間決勝レース 50 台

第 2 章 参加規程

第 8 条 参加資格

各参加資格の以下の全ての条件を満たしている者のみ参加できる。

8-1 代表者

- 1) 参加申し込み時に 2026 年度有効な MFJ ロードレースフレッシュマン/国内/国際 ライセンスのいずれかを所持していること。(Ninja Team Green Cup 車両規則及び参加規則に則り、レースディレクターが最終判断を行う。)
- 2) MFJ 国内競技規則および本大会特別規則の内容を理解し、責任を持ってチーム員を統制できる方。
- 3) Ninja Team Green Cup オフィシャルレーシングスーツを着用していること。
(Ninja Team Green Cup 車両規則及び参加規則内「ビジュアルアイデンティティ」項に記載。)
- 4) 規定の装備が準備できること。

8-2 レース出走者

- 1) 参加申し込み時に 2026 年度有効な MFJ ロードレースフレッシュマン/国内/国際 ライセンスのいずれかを所持していること。(Ninja Team Green Cup 車両規則及び参加規則に則り、レースディレクターが最終判断を行う。)
- 2) モビリティリゾートもてぎ レーシングコースの走行経験が 2026 年 10 月 15 日までにあること。(走行経験を証明する書面が提出できること。)
- 3) チームにつき、クラス 2 の参加者または国際ライセンス所持者は 1 名までとする。クラス 2 の参加者同士や、クラス 2 と国際

ライセンス所持者同士などは同じチームを構成することはできない。

- 4) モビリティリゾートもてぎ レーシングコースの走行経験が 2026 年 10 月 15 日までにあること。(走行経験を証明する書面が提出できること。)
- 5) 規定の装備が準備できること。

第 9 条 参加申し込み

9-1 参加申込受付期間 2026 年 9 月 5 日(土)～10月3日(土)

9-2 申込み定員 参加申込受付期間内であっても、先着順で定員に達した時点で申込みを締め切る。

9-3 参加申し込み方法

1) 参加申込みは、WEB エントリーのみとする。また、エントリー期間を過ぎての申込み(遅延申込み)については、追加料金として 6,500 円を徴収する。モビリティリゾートもてぎ ホームページ内“Ninja Team Green Cup もてぎ耐久トップページ”に掲載されるエントリーフォームより以下の情報を入力する。①参加代表者の情報 ②参加クラス ③チーム名 チーム名の文字数は、リザルト発行や計時結果表示の都合により、最大全角 15 文字(半角 30 文字)とする。文字数には、「英字、ピリオド、スペース、数字」を含む。記号、特殊文字は使用できない。④希望ゼッケンは、先着順とする。⑤ライダーの情報

2) 申込み後、以下の情報を 10 月 16 日(金)までに登録する。①ピットクルーの情報 ②ライダー走行実績(直近の走行日および参加イベント名称)

申込み問い合わせ先

モビリティリゾートもてぎ レース事務局 〒321-3597 栃木県芳賀郡茂木町桧山 120-1

TEL 0285-64-0200 FAX 0285-64-0209

第 10 条 参加料

10-1 参加料(1台当たり) (税込み) 4 時間決勝レース 66,000 円

第 11 条 キャンセル規定

1) 参加申し込み後のキャンセル料に関する規定は以下の通りとする。

参加申込期間内～大会 3 週間前(日曜日)まで …………… 全額(全額負担)

2) 電話によるキャンセルは認められず、FAX による書面提出、または下記のお問い合わせフォームを通じて使用できる。

<https://mls.mobilityland.co.jp/form/InquiryInformation.aspx?formNo=evr1tXbmolA=>

3) キャンセル料は理由の如何を問わず発生する。また、キャンセル料の支払いが確認できない場合は、以降の大会への参加受理を拒否する場合がある。

第 12 条 チームの構成

1 チームあたりの構成要員は必ず以下の範囲内とすること。ただし、下記の 3)、4) については、他チームとの兼務が認められる。

1) 参加代表ライダー ……1 名(Ninja Team Green Cup オフィシャルレーシングスーツ着用者)

2) 第 2・第 3 ライダー ……1 名～2 名(決勝レース)

3) ピットクルー ……1 名～5 名(マシン整備・ピットサイン提示等)

4) ヘルパー ……0 名～3 名

第 13 条 ライダーの登録

13-1 ライダーの登録とは、参加申し込み時に「公式予選・決勝レース」に参加するライダーの氏名を大会事務局へ登録することを指す（TBN 等は不可）。

13-2 参加申し込み時に参加車両 1 台につき、1 ～ 3 名のライダーを登録しなければならない。

13-3 ライダーは、参加申し込み締め切り時までに登録しなければならない。参加申し込み締め切り日以降の追加登録は受付られない。ライダー変更・追加については 10 月 15 日（木）までとする。

13-4 登録ライダーの保持ライセンスは Ninja Team Green Cup 2026 参加規則に記載の条件とする。

13-5 全てのライダーは、他チームのライダーとして重複登録はできない。（※ピットクルー、ヘルパーの重複登録は認められる）

13-6 ライダー登録にて、虚偽の申請をした場合はエントリーの取り消しもしくは失格となる。

13-7 ライダー変更期日（10 月 15 日）を過ぎて、止むを得ない事情によりライダーの登録順序を変更しようとする場合は、1 件につき 11,000 円を参加受付時に支払い、ライダー変更届に必要な事項を記入し、当該走行開始 1 時間前までに大会事務局に申請し許可を得なければならない。

第 14 条 ピットクルーの登録

ピットクルーとは Ninja Team Green Cup 車両規則及び参加規則「その他」の規定に則る。

14-1 ピットクルーは参加受付時までに指名登録すること。

14-2 ピットクルーの変更は、参加申込後に主催者より送付されるピットクルー変更申請書等に必要な事項を記入の上、参加受付時（10 月 30 日）に提出すること。

14-3 参加受付後の変更・追加は一切認められない。

第 15 条 ヘルパー

ヘルパーとは、第 14 条のピットクルーが認められている作業以外を行うチーム員を指す。ヘルパーは、全ての走行中、ピットレーン上・ピットサインマンエリアへの立ち入りは禁止される。

●ヘルパー（ライダー・ピットクルーのサポート） 3 名以内

第 16 条 車両の変更

車両変更の申請は、MFJ 国内競技規則（付則 4）12-1 に則る。

第 17 条 もてぎ・鈴鹿（MS）共済会

17-1 モビリティリゾートもてぎにおいてスポーツ走行および競技に参加出場するライダーおよびピットクルーは MS 共済会に加入しなければならない。

17-2 MS 共済会は年間加入または暫定加入とする。 1）年間加入は MCoM 会員または SMSC 会員として登録され所定の共済会会費を納めた者のみとする。 2）暫定加入は当該大会（特別スポーツ走行、予選、決勝）のみ有効とし、特別スポーツ 走行時から申し込みできる。また、走行会、公開練習会等に参加する場合は、その 都度暫定入会しなければならない。 <ライダー 7,000 円／人・ピットクルー 500 円／人>

第 18 条 参加受理と参加拒否

18-1 参加申込者に対しては、参加申込締め切り後、大会事務局から参加受理または参加拒否が通知される。

18-2 参加申し込み後、参加者の都合により参加を取り消す申し込み者には参加料、MS 共済会会費とも返却されない。

18-3 大会組織委員会は、理由を明らかにすることなく、参加申し込みを拒否する権限を有する。エントリーの拒否に関しては締め切り後に連絡する。

18-4 参加を拒否された申込者には、参加料および MS 共済会会費が返却手数料 2,200 円を差し引いて返還される。

第 3 章 開催クラス・燃料規定

第 19 条 開催クラス

Ninja ZX-25R によるワンメイクレース（Ninja Team Green Cup 車両規則及び参加規則に準じる）

第 20 条 燃料規定

20-1 レース期間中、燃料を参加チームなどが購入後に冷却する行為は禁止する。

20-2 使用する燃料は、モビリティリゾートもてぎ内給油所で販売されるガソリンを使用すること。

20-3 燃料にはオクタン価を高めたり燃料の性質を変えるような装置を取り付けたり添加剤を混入してはならない。

第 4 章 参加受付・公式車検

第 21 条 参加受付

21-1 参加申し込みが正式に受理された参加者には、公式通知に示される参加受付会場でライダー腕章・ピットサインマンの腕章・トランスポンダーなどが参加受理書と引換えに渡される。

21-2 参加受付時に次のものを提示もしくは提出しなければならない。

- 1) 参加受理書
- 2) MCoM・SMSC ライセンス（ライダー・ピットクルー所有者のみ）※デジタル会員証の提示
- 3) MS 共済会暫定会員加入申込書（暫定共済会加入者）
- 4) MFJ ライセンス（ライダー・ピットクルー）
- 5) メディカルパスポート ※提示義務あり（各自準備し、ライダーは必ず携帯すること）※メディカルパスポートは MFJ ホームページからダウンロードすること。
- 6) 車両仕様書（必要項目をすべて記入し、参加受付にて参加受付終了印をもらわなければ車検は受検できない。）
- 7) 誓約書（必ず自署・捺印のこと）
- 8) 参加ライダーが 18 歳未満の未成年の場合、親権者の同意書並びに印鑑証明書（3 ヶ月以内）※未成年者の誓約書・親権者同意書には実印を押印すること。18 歳未満とは、予選日時点での年齢をいう。
- 9) もてぎレーシングコースの走行経験を証明する書面

21-3 MCoM・SMSC ライセンスを提示できない場合は、MS 共済会暫定会費を支払わなければならない。

21-4 ピットサインマン腕章は、決勝レース終了後の車両保管解除後 2 時間以内に返却しなければならない。返却されない場合や、紛失や破損が生じた場合には、1 枚につき 1,100 円 が主催者より請求される。

第 22 条 トランスポンダー（自動計測装置）

22-1 参加者は車検時までには車両に主催者が用意する自動計測装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合、当該車両およびライダーは、出走を認めない。

22-2 参加者が自身で所有する MYLAPS 社製マイポNDERを使用する際は、以下の項目を遵守すること。

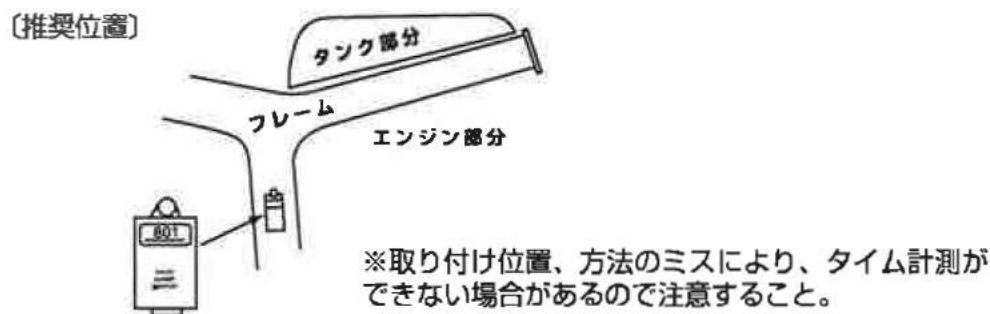
- 1) 参加申込み時にトランスポンダー番号の申請を行うこと。
- 2) 取り付け方法・箇所については、本条 22-5 に従うこと。
- 3) 計時長が判断し、競技役員より指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置に付け替えること。

22-3 予選と決勝で自動計測装置を交換する場合がある。

22-4 自動計測装置の配付は、参加受付時に行い、返却については各決勝レース終了後の車両保管解除後 2 時間以内とする。万一破損・紛失した場合、1 個につき 77,000 円 が主催者より請求される。

22-5 取り付け方法および箇所について

- 1) 自動計測装置専用ホルダーを指定の場所にタイラップ等で確実に固定すること。
- 2) 地面から 60cm 以内で、熱や振動の受けにくい位置とする。



第 23 条 公式車両検査（ライダーの装備・スペアマフラー・消火器・カメラ取付）

23-1 公式車両検査（車検）は公式通知に示されたタイムテーブルに従って、指定された場所にて公式予選前に行われる。

23-2 公式車検の際、登録されたライダーまたは、ピットクルーが最低 1 名は立合うこと。

23-3 定められた時間内に車検場において必ず、車両検査を受け下記のものについての検査に合格しなければならない。これ以後の検査は競技監督が不可抗力の理由によるものとして特別に認めた場合以外は行わない。

23-4 公式車検時には、ガソリン購入証明書と参加受付完了印のある車両仕様書を持参し、アンダーカウルを外した状態で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参しなければならない。

23-5 車両検査の際、車検員によって点検を受けるものは、次のとおりとする。 ※装備品については、走行するライダー全員分持参すること。（検査を受けた装備品以外を着用して走行してはならない。）

使用するヘルメットは傷や打撃痕があるものは使用できない。レーシングスーツ、グローブ、ブーツは、破れやほつれがある製品は使用できない。

1) 出場車両

2) MFJ 公認ヘルメット（救助迅速化のため、ヘルメットに本人確認用ステッカーを貼り付けること。）

3) ヘルメットリムーバーシステム

4) レーシングスーツ

5) グローブ

6) ブーツ

7) 脊柱プロテクション 脊柱プロテクションは、レーシングスーツに内蔵されているもの、別体式に関わらず、以下の仕様をみた

していなければならない。脊柱プロテクションは CE 規格「EN1621-2（Level1 または Level2）」適合品でなければならない。エアバッグ一体式でエアバッグ本体に CE 規格「EN1621-2」適合品の脊柱プロテクションが装備されている場合は、脊柱プロテクションの装備は免除される。

8) 胸部プロテクション（チェストガード） チェストガードは、レーシングスーツに内蔵されているもの、または別体式関わらず、以下の仕様を満たしていなければならない。チェストガードは CE 規格「EN1621-3（Level1 または Level2）」適合品でなければならない。エアバッグ一体式でエアバッグ本体に CE 規格「EN1621-3」適合品の胸部プロテクション（チェストガード）が装備されている場合は、チェストガードの装備は免除される。

9) エアバック式プロテクション

30 歳以下、50 歳以上のライダーはエアバッグ着用を義務付ける。

10) 消火器 消火器は、各チームの責任において以下の仕様に合致した消火器を 1 本以上準備すること。主催者がピット等に設置している消火器は使用できない。1 本当たり内容量は以下とする。

- ① ABC 粉末型：3kg 以上
- ② 中性強化液型：6.0L 以上
- ③ 二酸化炭素型：4.6kg 以上

23-6 スペアマフラーについては、公式通知に示される時間にて車検員によって点検を受けなければならない。スペアマフラーは同一製品でないと認められないが、その型式の正規純正品には交換する事は認められる。この時間以外に点検を受けようとする者は、時間外点検手数料 1 件につき 5,000 円を添え、大会事務局にその申請を行わなければならない。

23-7 公式車検において規則上または安全上出場が不適当と判断された車両は、予選を含む一切の走行を拒否される。

23-8 車検長は、競技監督の指示または同意のもと、大会期間中必要に応じて随時車両検査を行うことができる。

23-9 競技監督は必要に応じて車検長に命じ、随時音量の測定および燃料タンクの容量チェックをすることができる。

23-10 カメラ搭載に関する遵守事項 車載カメラを使用する場合、映像使用ガイドラインを誓約することが出来る者のみがカメラ搭載を許可される。カメラ搭載を申請する場合、WEB エントリーフォームにあるチェック欄にチェックを入れ申請すること。その他、以下の記載事項を厳守すること。

・車載カメラを競技車両に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受けること。車検員から取付方法の修正を指示された場合はその指示に従い修正すること。修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外すこと。

・カメラ取付方法については、カメラ取付方法で推奨される取付方法に準ずる。確実な落下防止策を施すこと。車両回収及び車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や主催者は一切の損害賠償責任は問わない。

・上記の誓約に違反した場合は、主催者の科す罰則等に従うこと。

第 5 章 参加者の遵守事項

第 24 条 クレデンシャルと車両通行証

24-1 交付される参加者のクレデンシャルは、競技会期間中確認しやすい位置に必ず着用していなければならない。

24-2 全ての移動用・留め置き車両は、大会事務局が交付する車両通行証を貼付していなければならない。

24-3 パドックおよびモビリティリゾートもてぎ内における通行、駐車、行動の指示は、公式通知と案内標識によって示され、参加者はこの指示に従わなければならない。

24-4 交付されるクレデンシャルや車両通行証は他に貸与、転用そして販売してはならない。

第 25 条 パドック・ピットの使用

25-1 大会事務局の許可なく、パドックの占有をしてはならない。駐車場の場所取りは禁止される。場所取り（タイヤ・ガムテープ・ひも・パイロン等の物品の設置）は無効とし、全て主催者が撤去する。もしその行為によって損害等が生じた場合でも一切の責任は負わない。

25-2 パドック内において、ブレーキテストやウォーミングアップをしてはならない。パドック内のマシンの移動はすべて押し歩きとし、エンジン走行、惰性による乗車移動は禁止とする。

25-3 パドック内では、荷下ろしや搬入 / 撤収時などを除き徒歩・もしくは自転車のみとする。（電動アシストなどの動力付きは不可）

25-4 有償の駐車スペースがある場合には案内される。

25-5 パドック、ピットではペットなどの小動物の持ち込みは禁止する。

25-6 ピット・パドック使用時に出るゴミ、廃液等は使用者が責任をもって処理し、ゴミは分別して処分すること。粗大ゴミ等（カウル、マフラー、タイヤなど）は必ず参加者が持ち帰ること。また、廃油入れには、ガソリン・クーラントは入れないこと。処理できない品の置き去りについては不法投棄となり処罰される。

ピットの使用

25-7 使用ピットは大会事務局によって割当てられる。

25-8 ピット裏には荷下ろし以外、駐車することはできない。使用できるスペースは白線内とするとし、ピット裏の使用スペースは 1 チームあたり 5 m × 4 m までのサイズとする。

25-9 割当てられたピットを、参加者相互で交換・変更する場合は、変更届を大会事務局に提出し許可を得なければならない。

25-10 特別スポーツ走行、フリー走行、予選、決勝レースを問わずレーシングコース側のピットのシャッターは開けておくこと。

25-11 ピット内でタバコ等火気を取り扱わないこと。喫煙は、許された場所（中央トイレ周辺・車検場前）以外では厳禁とする。また、ピット使用後は責任を持って清掃をすること。

25-12 ピットの鍵を借りる場合は、チーム代表者が顔写真付の身分証を提示し、使用するピットの全参加代表者に了解を得た上で借りること。貸出は特別スポーツ走行終了後から開始する。使用後は責任を持って速やかに返却すること。返却予定時刻後 2 時間以内に返却できない場合は、シリンダー錠交換代金として 55,000 円を請求する。必ず持ち帰る物（金属部品、カウル部品、タイヤ フレーム その他家電製品等 エンジン バッテリー など、通常で処分できないもの。）

第 26 条 プラットフォーム（サインマンエリア）

26-1 停車区域およびプラットフォーム内では風で飛ばされやすいものを設置または身に付けてはならない。

26-2 プラットフォーム内には固定式パラソル（幅 2m までのもの）を設置してもよいが、固定のためのアタッチメント等を含め、コース側にはみ出してはならない。プラットフォーム内で人の通行の妨げにならないようなものにすること。

26-3 サインボードをプラットフォーム内に固定する際は、支柱やそれに準ずるものがコンクリートウォールよりも下部に設置されてはならない。オフィシャルから指示があった場合は設置方法を修正しその指示に従うこと。

第 27 条 参加者の遵守事項

27-1 参加者は明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保たなければならない。

27-2 参加者は、競技会期間中は競技役員の指示に従わなければならない。

27-3 参加者は主催者、大会後援者、大会審査委員会及び大会役員の名誉を傷つける行動をしてはならない。

27-4 チーム代表者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルー、ヘルパーなど全員の行動についても責任を持た

なければならない。

27-5 参加者は、ピット内に保管するガソリンの管理に責任を持たなければならない。

第 28 条 ブリーフィング

28-1 ブリーフィングにはすべてのライダーの参加が義務付けられる。欠席または遅刻した場合は罰則が科せられる場合がある。

28-2 ブリーフィングは対面形式とオンライン形式の 2 つの形式で実施される。対面形式のブリーフィングにおいては、出席の確認が行われ、当該クラスのライダーは必ず出席しなければならない。オンライン形式のブリーフィングについては、視聴確認は行わないが、当該クラス予選開始前までに必ず視聴し、その内容を把握しなければならない。

28-3 やむを得ず欠席する場合は、チーム責任者が事前に申請し、競技監督の許可を受けなければならない。

第 29 条 公式予選

29-1 Ninja Team Green Cup オフィシャルレーシングスーツを着用したチーム代表者のみが公式予選に参加できる。

29-2 第 2 ～ 第 3 ライダーは、指定されたフリー走行枠内で走行するものとし、出走は義務付けない。また、そのラップタイムは予選タイムに採択されない。

29-3 公式予選において走行中のチーム代表ライダーは、常にタイム計測が行われる。

第 30 条 4 時間決勝レースの選抜方法

30-1 4 時間決勝レースへの出場は Ninja Team Green Cup オフィシャルレーシングスーツ着用の代表者による公式予選（ラップタイム計測）により選抜する。（予選通過基準タイムは設定しない。）

また、全ての予選結果、並びに決勝レース出場に対する最終判断は、大会審査委員会に委ねられる。

第 31 条 4 時間決勝レースのグリッド決定方法

31-1 公式予選で、Ninja Team Green Cup オフィシャルレーシングスーツを着用して走行した代表ライダーが記録した、それぞれの最高ラップタイム順に、最大 50 番手までの決勝のグリッドが決定される。

また、Ninja Team Green Cup オフィシャルレーシングスーツを着用しないライダーが出走できない、もしくは公式予選でタイム計測できなかったチームが複数発生した場合、指定されたフリー走行に参加していることを条件に大会審査委員会によってグリッドが決定される。

指定されたフリー走行に参加しない、またモビリティリゾートもてぎ レーシングコースを一度も走行経験が無いライダーは決勝レースへ参加はできない。

31-2 グリッド順の最終判断は大会審査委員会に委ねられる。

第 6 章 決勝スタート

第 32 条 スタート前チェック

32-1 決勝レーススタート前の燃料補給量は制限しない。

32-2 タイムスケジュールに従って、決勝レース出場者は、車検場にて、必ずスタート前チェックを受けなければならない。チェックを受けるものは、公式車検にて合格した車両とスタートライダーのヘルメットとする。車両は決勝レースが走行できる状態で持ち込むこと（転がし用タイヤの装着は禁止）。スタート前チェック以降は、車両をピットボックスに入れてはならない。

第 33 条 スタート前の遵守事項

ライダーは公式通知に示された時間までに所定の待機場所に集合し、車両と共に車検員のスタート前チェックを受けなければならない。定められた時刻までに集合せず、またスタート前チェックを受けなかったライダーおよび車両はコースインできない。コースインは全て車検員の許可と、進行員の指示誘導にしたがって行わなければならない。

第 34 条 スタート方法

34-1 決勝レースのスタート方法は、ル・マン式とする。ただし、参加台数によっては複数のグループに分けてスタートを行うスタッドガードスタートを併用する。

34-2 スタートライダーは、Ninja Team Green Cup オフィシャルレーシングスーツを着用しているライダーが行う。

34-3 交代後のライダーの走行順序は問わない。

34-4 反則スタートに対しては、次の通り罰則を科すものとする。

- 1) ジャンプスタート ライドスルーペナルティー
- 2) スタート手順違反（ピットクルーによる作業等含む） 60 秒加算
- 3) その他 審査委員会による

34-5 スタート方法の詳細は、公式通知またはブリーフィングにて発表される。

34-6 コースの状況により、セーフティーカー先導によるスタートになる場合がある。

第 7 章 燃料補給

第 35 条 レース中における燃料補給

35-1 決勝レーススタート前の燃料補給量は制限しない。

35-2 決勝レース中の燃料補給は、各自のピットボックス前のピット作業エリアにて行う。

35-3 レース中において、車両の燃料補給の際、チーム代表者は必ずピット監視員にその旨を報告し、その了解を得なければならない。

35-4 燃料補給中は必ずエンジンを停止しなければならない。

35-5 燃料補給を行う場合、以下の事を遵守しなければならない。

1) 燃料補給中ピット要員 1 名は必ず消火器を持って作業中待機していなければならない。

こぼれた燃料、オイル等は必ず拭きとらなければならない。消火器を持って作業中待機する要員は、チーム代表者、ライダー、ピットクルーのいずれか 1 名により代行してもよいものとする。

※ヘルパーは不可。

2) 燃料補給は、車両がスタンドによって完全に支持された状況の下で行わなければならない

(スタンドの構造・支持方法は問わない)。また、燃料補給中はそれ以外のすべての作業は禁止される(スクリーン清掃等も含む)。燃料補給中、

ライダーはマシンに乗車してはならない。

2) 燃料補給に携わるピットクルー全員は、化繊素材の服およびサンダルを着用は禁止とする。服装は、長袖・長ズボン(素材は綿 100%などの難燃素材)を着用すること。

服装に違反がある場合、罰則の対象になる場合がある。また顔面保護のためゴーグルまたはシールド付きのヘルメットを装着することを強く推奨する。

3) 燃料補給とは、燃料補給のために燃料タンクの蓋を開けたところから給油を終え、蓋を閉じこぼれた

燃料をふきとるまでをいう。また、燃料タンクの蓋を開け燃料残量の確認等のために物を差し入れる行為は補給作業とみなす。燃料タンクの蓋を開け、目視のみの確認は補給作業とみなさない。

35-6 決勝レース中における 1 回の給油量

- 1) 決勝レース中の燃料給油時は、主催者の貸与する 5 リットルのガソリン携行缶を給油 装置として使用しなければならない。
- 2) 貸与された給油装置は、ピット監視員に見えるところに常に置いておくこと。決勝レース終了後貸与前の状態を維持し返却しなければならない。
- 3) 1 度のピットインでの燃料補給量は 5 リットル以下とする。5 リットルは、主催者が貸 与する給油装置を使用して 1 回で給油できる量とする。
- 4) 上記、燃料補給量 5 リットル以下とは、給油装置を指定された地面にエア抜きバルブ を開放し、水平に置き、樹脂製ノズル内に燃料が無い状態とする。「ノズル部分（根元から先端までの全ての範囲）」には、ガソリンを入れないこと ※ノズル部分にガソリン油面が見えてはならない。

35-7 燃料補給を伴うピット作業を行う場合、下図の滞在時間管理区間内において、2 分間滞在しなければならない。



第 8 章 走行中の遵守事項

第 36 条 走行中の遵守事項

36-1 走行中、ライダーは必ず右腕上部にライダー腕章を着用しなければならない。

○第 1 ライダー…赤色

○第 2 ライダー…黄色

○第 3 ライダー…緑色

36-2 いかなる場合もトラック上・ピットレーン上を逆方向に走行してはならない。

36-3 走行中、必要以上にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離したり、外に突き出したりするような危険な姿勢をとってはならない。

36-4 走行中、車両はそれ自身が持つ動力、およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で 走行したり、加速したりしてはならない。

36-5 走行中他の人の援助を一切受けてはならない。他の人による援助とは、決められた位置についている担当のピットクルーおよび業務執行中の競技役員以外の者が車両に触れることをいう。

36-6 走行中、車両にいかなる者も同乗させてはならない。

36-7 事故または車両故障等でコース途中よりピットまで車両を押して戻る場合は、競技役員の指示に従わなければならない。

36-8 走行中、残燃料警告灯が表示されたら速やかにピットインし、燃料を補給すること。

第 37 条 妨害行為

37-1 競技中ライダーは故意に他の車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為を行ってはならない。

本競技会の基本趣旨から、接触があった場合はペナルティの対象とする。

37-2 メインストレート、ダウンヒルストレート等トラック上のストレート部分では、追越す目的の場合を除いて、走行車線の進路変更をしてはならない。

37-3 上記 37-1・37-2 の違反判定に対する抗議は受け付けられず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったライダーは失格とされる。

第 38 条 停止

38-1 コース内で停止する場合には、ライダーはただちに車両をコースの脇に寄せ、他のライダーの邪魔にならないようにしなければならない。

38-2 コース内で、車両をコースの進行方向と逆に押したり、引いたりして車両を移動してはならない。ただし、競技役員の指示のある場合はこの限りではない。

第 39 条 救済措置

39-1 決勝レース時に車両が停止した場合、競技役員による援助や、レッカー車によって車両を パークフェルメまで運ぶ、救済措置をとることがある。この救済措置を受けることによって罰則を受けることはない。以下の救済措置は、レース終了時間の 30 分前までとする。

(1) セーフティーゾーンからの脱出

(2) レッカー車によるパークフェルメまでの救済。

39-2 パークフェルメまで運ばれた車両は、ライダーまたはピットクルーによって自己のピット前 の停車区域まで移動しなければならない。

39-3 救済の方法、および救済に要する時間等の抗議は一切受け付けられない。

第 40 条 リタイア

40-1 事故または競技車両故障などの理由でリタイアする場合は、速やかにピット審判員に報告し、用意してある用紙によってリタイア届けを提出しなければならない。

40-2 リタイア届けを提出した車両で、ピット審判員からそのレースに支障がない地点まで競技車両を移動させることを指示された場合は、これに従わなければならない。

40-3 決勝レース中にピットボックス内に競技車両を入れた時にはリタイアとする。 -

第 41 条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は、必ずサーキット内メディカルセンターにて診断を受けなければならない。受診していない場合、共済会の適用から除外される場合がある。

●負傷時の指定病院

- (1) 芳賀赤十字病院 栃木県真岡市中郷 271 TEL:0285-82-2195
- (2) 済生会宇都宮病院 栃木県下宇都宮市竹林町 911-1 TEL:028-626-5500
- (3) 獨協医科大学病院 栃木県下都賀郡壬生町北小林 880 TEL:0282-86-1111
- (4) 自治医科大学付属病院 栃木県下野市薬師寺 3311-1 TEL:0285-44-2111
- (5) 水戸済生会総合病院 茨城県水戸市双葉台 3-3-10 TEL:029-254-5151
- (6) 水戸医療センター 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280 TEL:029-240-7711

第 42 条 ピットインおよびピットアウト

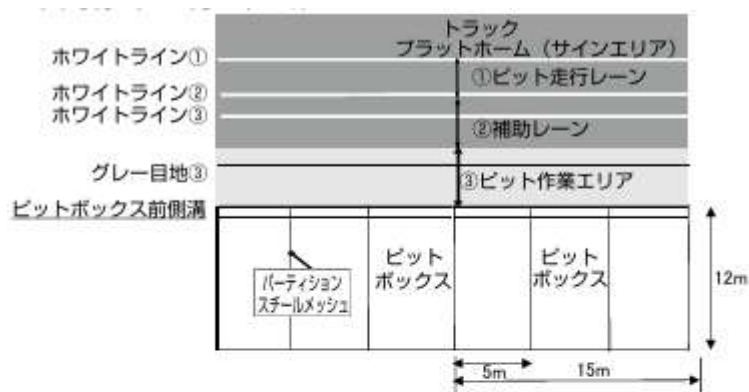
42-1 大会期間中を通じてピットレーンの速度制限は 60km/h 以下とする。違反した場合は罰則を科す場合がある。

42-2 ピットインする車両は、ヘアピンカーブ出口から、コース右端に車両を寄せ、セカンド アンダーブリッジを過ぎた地点で安全を確認しながら後方のライダーに手を挙げてピットインの意思表示をしてから、ピットレーンに進入しなければならない。このピット走行レーン (60Km/h 表示看板から) は 60km/h 規制に従い走行しなければならず、また、決して補助レーンやピット作業エリアを横切る目的以外で走行してはならない。

42-3 ピットレーン

ピットボックス前の部分 (ピットレーン) は次の 3 つに区分される。

- (Ⅰ) ピット走行レーン プラットフォーム (サインマンエリア) 、(ホワイトライン①)とホワイトライン②の間の部分。ピットインおよびピットアウト専用の区域
- (Ⅱ) 補助レーン ホワイトライン②とグレー目地③の間の部分。ピット走行レーンからピット作業エリアへ 移動する時 (あるいはその逆) に通過する区域。
- (Ⅲ) ピット作業エリア グレー目地③とピットボックス前側溝までの部分。ピット作業のための部分であり、車両停車を行う区域。



42-4 ピットレーン出口（フラッグ台下）シグナルライトについて。

1) スポーツ走行、予選、決勝を通じて「レッドライト」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「グリーンライト」が点灯しているときのみ、コースインすることができる。また、走行中はいずれかの時点で「ブルーライト」の点滅に切り替わる。ブルーライトが点滅している時は、コースインは可能だが、すでにコース上を走行している車両があることを示しているため、注意してコースインしなければならない。

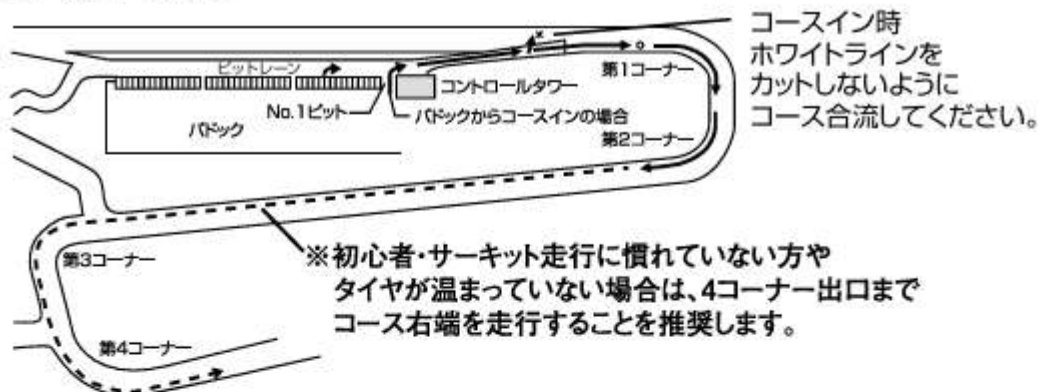
2) コースインは、走行車両との合流に対し、右端を走行して最大限の注意を払い、各自の責任において行わなければならない。

42-5 ピットアウトしてコースインするライダーは、コース上を走行するライダーに、手を挙げて コースイン（スピードが遅いこと）を合図し、第 2 コーナー出口を通過するまで、コースの右端ラインに沿って走行しなければならない。その間、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。ピットアウトするライダーは、ピットインするライダーに優先権があることを承知していなければならない、ピットインするライダーの走行を妨げないようにすること。

第 43 条 ピットストップ

走行中、ピットボックスの中（シャッターより内側）、にマシンを入れた場合や閉めた場合（シャッターを降ろした場合）、予選中は走行終了、決勝においては、リタイアしたものと 判定される。この決勝とはスタート前チェックが終了した時点からのことを言う。コースイン時 ホワイトラインを カットしないように コース合流してください。

《図1 フルコース コースイン》



《図2 ホワイトライン詳細図》



第 44 条 レース中のピット作業

44-1 決勝レース中の修理および燃料補給をする者は、その車両に登録されたライダーまたはピットクルーとする。

44-2 ピット作業とは、工具や部品等で車両に対して手を加えること、燃料補給またはライダーの乗降行為を言う。ピット作業が許されるピット作業エリアは下図とする。



44-3 競技中の車両がピットインしたとき、当該車両のピットクルーは自己のピット前のピット作業エリアに出て作業することができる。ピット作業の場合を除いてピット作業エリアに出ること、部品や工具をピット作業エリアに置くことは禁止される。

44-4 ピットレーン（ピット作業エリア、補助レーン、ピット走行レーン）、ピットサインエリアは、足全体が覆われた（穴の開いていない）靴以外は使用が禁止される。

第 45 条 レース中の車両修理

45-1 決勝レースおよび公式予選中の車両の修理、調整、部品交換などは、競技車両に積み込んである部品と工具、あるいはピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。また、ピット作業では、電動工具（扇風機含む）、タイヤウォーマーおよびエアツール（エアガン／エアゲージは除く）を使用してはならない。ピットボックス内での作業は禁止とする。ただし、競技監督が認めた場合は、電動 / エア工具（エンジン関連の修理に限定される）の使用、およびピットボックス内での作業が認められる場合がある。

45-2 フレーム、クランクケース、ギヤボックスケース以外の全ての部品を交換することができる。

45-3 ピット以外の地点で停車した車両に対して、その車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、部品交換を行うこと、および当該競技車両のライダー以外がそれらの作業にあたることは厳重に禁止される。

45-4 ピット以外の地点で 同条 45-3 の作業を行うときは、他の車両の、走行の支障にならない場所に停車しなければならない。

45-5 競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし、競技役員が保安目的で車両を移動させたり処置する場合、当該車両のライダーとピットクルーが救済措置のため運ばれてきた車両を自己のピット前まで運ぶ場合、および自己のピットを通り越した車両を停車区域内に押し戻す場合はこの限りではない。

45-6 転倒等で車両にトラブルが発生して救済された車両は、再スタートに際し車検員による検査を受けなければならない。

第 46 条 ピットサイン

46-1 ピットサインは登録されたピットクルーとライダー（ヘルパーを除く）が、指定の腕章を着け、プラットフォーム（サインマンエリア）まで出てサインを送ることができる。

46-2 プラットフォームには、1 チーム 4 名（ヘルパーを除く）まで入りピットサインをだすことができる。

46-3 プラットフォームまで出入りする際にはピットインおよびピットアウトする車両に充分注意するとともに、車両の通行を妨げてはならない。

46-4 レースのスタート時には、プラットフォーム内の立ち入りは禁止とする。

46-5 走行中のライダーと連絡を取るための無線機、携帯電話等の使用は禁止される。

第 47 条 4 時間決勝レースのライダー交替

47-1 登録されたライダーは、必ず 1 回は走行しなければならない。なお、1 回目のピットイン後から、次に走行するライダーの順番は規定しない。

47-2 ライダー交替する時は、エンジンを停止しなければならない。

47-3 燃料補給時は、必ずライダーを交替しなければならない。

47-4 1 名のライダーの連続走行時間は 60 分以内とする。セーフティーカー導入により、連続走行時間が 60 分を超えてしまった場合は免除される。ただし、その場合 SC ボードが提示された時点で、その周にピットインしてライダー交代をしなければならない。SC ボードが提示された時点の当該周でピットインしなかった場合、連続走行時間違反として罰則が科せられる。1 回走行した後は引き続き 20 分以上の休憩をとらなければならない。

47-5 チーム代表者はライダー交替をすみやかにピット審判員に届けなければならない。

47-6 救済措置を受け、再スタートの際にライダー交替する場合は、その旨を、ピット審判員に届けなければならない。

第 48 条 抗議

48-1 正式に参加受理されたチーム監督のみ抗議することができる。車両または車両検査に対する抗議は、直ちにその意思を車検委員に伝えること。

48-2 暫定結果に対する抗議は暫定結果発表後 30 分以内に限り受けられる。

48-3 車両に関する抗議はレース終了後 30 分以内に限り受けられる。

48-4 競技役員の判定に対する抗議は受けない。

48-5 抗議しようとするときは、抗議対象事実発生後すみやかに、定められた手続きによって大会事務局に申し入れをしなければならない。抗議手続きは、大会事務局に備え付けの抗議申し立て書に記載し、1 件につき、抗議保証金 11,000 円、エンジンと ECU に関する抗議は 33,000 円、ガソリン、及びタイヤに関する抗議保証金は、110,000 円をそえて大会事務局に提出しなければならない。

48-6 正式な手続きを踏んで提出された抗議申し立て書だけが受けられ、大会審査委員会において審議される。

48-7 大会審査委員会は、必要と認めた場合、証人をたて、その証言を求め、十分実情を調査したうえで裁定を下す。

48-8 大会審査委員会が下した裁定に対しては一切抗議することはできない。

48-9 抗議が成立した場合のみ抗議保証金が返還される。

48-10 上記各項に定める以外については、MFJ 国内競技規則 MFJ 裁定規則 競技会における大会審査委員会への抗議の定めにも則る。

第 9 章 競技の一時中立化

第 49 条 フルコースコーション（競技の一時中立化）

事故発生時に競技監督の判断によって、セーフティーカーが介入してレースを一時中立化し、スロー走行で先導し、その間に事故処理を行う方法。

49-1 競技監督の決定により、レースを一時中立化するためにセーフティーカーが使用される場合がある。

セーフティーカーとは、車両上部にイエロー/グリーンライトを装備し、車両の後部に「SAFETY CAR」（以下セーフティーカー）と書かれた車両のことを言う。

49-2 セーフティーカー導入の手順は以下のとおりとする。

セーフティーカーを導入する場合の詳細は、各大会の特別規則または公式通知によって示される。

セーフティーカーは、ライダーまたはオフィシャルが危険な状況であるがレースを中断するほどではない場合に使用される。

1) セーフティーカー導入手順

① 競技監督がセーフティーカー導入を決定したら、直ちに全てのフラッグマーシャルポストから黄旗振動と「SC」と書かれた白いボード（以下 SC ボード）が提示され、ライトパネルに「SC」が点滅表示される。セーフティーカーの活動が終了するまで保持される。

② セーフティーカーは車両上部のイエローライトを点灯し、ピットレーンよりコースインする

セーフティーカーは先頭車両の位置に関係なくトラック上に合流する。

③ セーフティーカーが導入中も周回数はカウントされる。

④ 全ての競技車両はセーフティーカーを先頭に一列に整列し、それぞれ車両 5 台（10m）程度以内の車間距離を保持して走行を続けなければならない。この時、競技車両同士およびセーフティーカーの追い越しは、以下の場合の例外時を除き禁止される。

（ 例 外 ）

・ セーフティーカーから合図を受けた場合。

・ 前方を走行する車両がトラブル等で隊列について行けず、そのライダーから合図を受けた場合

（トラブル等により隊列について行けなくなったライダーは、走行ラインを外し、後続車に合図しなければならない）。

⑤ セーフティーカーは事故処理が終了し、なおかつレースの先頭車両が、セーフティーカーの直後につき、残りの車両がさらにその後方に整列するまで走行を続ける。

⑥ 競技監督からの指示に基づき、セーフティーカーから先頭車両との間にいる車両に対して、グリーンライトを使ってセーフティーカーの前に出よう合図する。これらの車両は最大の注意をもって走行し、他の車両を追い越さず走行を続け、再度セーフティーカー後方の車列につく。

⑦ 特定の状況下では、競技監督はセーフティーカーにピットレーンを使用することを要請できる。

この場合、セーフティーカーは車両上部のイエローライトが点灯していることを条件として、全車はセーフティーカー後方に続いて追い越しをすることなく

ピットレーンに進まなければならない。この状況にてピットレーンに入った車両は自己のガレージエリアに停車することができる。

⑧ セーフティーカー後方に一旦先頭ライダーがついた後、先頭ライダーがピットインした場合、先頭ライダーの次に位置するライダーをリーダーと見なし、そのままの隊列で周回を継続する。

【セーフティーカー導入中のピットイン・アウト】

⑩ セーフティーカー導入の間にピットインすることは許可される。セーフティーカー導入中にピットアウトする場合は、

⑪ ピットレーン出口にあるグリーンライトが点灯されている間のみ許可される。

それ以外はレッドライトによりピットレーン出口は閉鎖される。ピットアウトできなかった車両は、次のグリーンライト点灯まで待たなければならない。

2) 競技再開手順

- ① 競技監督が次のコントロールラインまたはスタートラインからのレース再開を決定したら、セーフティカーは車両上部のイエローライトを消灯する。この時点で、セーフティカー後方に並ぶ先頭車両が走行ペースを決定することができる。
- ② セーフティカーはその週の終了時点でピットレーンに入る。
- ③ セーフティカーがピットレーンに進入すると同時に、全てのフラッグマーシャルポストから黄旗振動およびライトパネルの「SC」点滅表示は一斉に撤去される。
- ④ 競技再開はシグナルブリッジにグリーンライトが点灯されることで合図され、同時にメインフラッグマーシャルポストのみグリーンフラッグが振動提示される。ただし、各車両は、コントロールラインまたはスタートライン（ピットレーン含む）を通過するまでは、追い越しはできない。

【セーフティカー先導によるレース終了】

セーフティカー導入中にレースが終了した場合、セーフティカー先導のまま全車チェッカーフラッグを受けるものとする。

第 50 条 レースの中断

50-1 やむを得ない事情により、レースの続行が危険と判断された場合、競技監督は大会審査委員会の指示または同意を得て走行中の全競技車両をただちに停止させることができる。

ただし、緊急の場合は競技監督の判断で停止あるいは、必要な処置をすることもある。

50-2 全車停止の命令は、全ポストで赤旗を提示すること、またはライトパネルのレッド点滅表示、またはその両方の併用によって合図される。

50-3 競技中断の合図と同時に、走行中のライダーは、直ちに停止できる速度で最大限の慎重さと注意をもって進み、指定の車両保管場所に停止しなければならない（下記参照）。

また、中断の合図が出された時点でピットレーンを走行中のライダーは、ピットインしていたものとする。その場合に以下の事項を了解しているものとする。

- 1) 競技車両およびオフィシャル車両がコース上にあるかもしれないこと。
- 2) トラック上は完全に閉鎖されているかもしれないこと。
- 3) 天候の状態から、レース速度での走行は不可能になっているかもしれないこと。
- 4) 車両がピットレーンに入ることができないかもしれないこと。

50-4 競技中断の手順

競技中断の手順は競技中断の合図が出される前に、スタート時刻からの経過時間または、先頭車両および先頭車両と同一周回を走行する全ての車両が何周終了していたかによって異なる。

ケース A：先頭車両および先頭車両と同一周回数を走行する全ての車両が 3 周を完走していなかった場合、車両はパークフェルメに停車すること。パークフェルメに

停止した車両のもとへ、1 台につき 1 名のピットクルーが出向き、スタンドなどで保持することが許される。

ケース B：先頭車両および先頭車両と同一周回数を走行する全ての車両が 3 周以上を完了し、当初のレース時間の 2/3 未満（小数点以下は切り捨て）の経過時間であった場合は、車両はパークフェルメに停車すること。パークフェルメに停止した車両のもとへ、1 台につき 1 名のピットクルーが出向き、スタンドなどで保持することが許される。

ケース C：当初のレース時間の 2/3 以上（小数点以下は切り捨て）経過している場合は、車両は事前に公示されたレース終了後の車両保管場所に停車すること。また、レースは、競技が中断される前の周回をもって終了したものとみなされる。

50-5 中断された競技の再開

危険な状態が解消した場合、競技監督は大会審査委員会の同意を得てレースを再開することができる。

ケース A：

- 1) 最初のスタートは無効とみなされる。
- 2) 最初のグリッド表に記載されている車両は、全車再び元のグリッドよりスタートすることができる。

3) 車両に対する作業

競技中断の合図が出された時点で、ピット作業中の車両は合図が出された以降も引き続いて全ての作業を継続することができる。競技役員の指示によりメインストレート上のセーフティーカー後方のグリッドに着いた時点から、グリッド上にてピット作業を行うことができる。ただし、以下の作業は禁止される。

- ・燃料補給
- ・タイヤ交換（競技監督が認めた場合を除く）

ケース B：

- 1) 競技は 2 つのパートに分けられたとみなされ、順位は第 1/ 第 2 パートでの周回数を合算し、同一周回数の場合は第 2 パートの順位に基づき決定される。
- 2) 第 1 パート（すでに行われたレースの部分）の順位は、競技中断の合図が出された周回（計時記録のある）の直前の周回終了時点の順とする。この場合主催者は前のパートのレース結果、次のパートのレース時間、チェッカー時刻並びにスターティンググリッドを公示する。
- 3) 第 2 パートのグリッドは、第 1 パート終了時の車両の順位により配列されたグリッドとする。
- 4) 競技が中断された時に公式にリタイアしていない車両だけが再スタートの資格を有する。
- 5) 車両に対する作業

競技中断の合図が出された時点で、ピット作業中の車両は合図が出された以降も引き続いて全ての作業を継続することができる。規定により、再スタートが許される車両の内、パークフェルメに停車中の車両は、第 2 パートのグリッド表が発表され、競技役員の指示によりメインストレート上のセーフティーカー後方のグリッドに着いた時点から、グリッド上にてピット作業を行うことができる。

ただし以下の作業は禁止される。

・燃料補給

・タイヤ交換（競技監督が認めた場合を除く）

50-6 中断された競技の再開手順

ケース A・ケース B いずれの場合においても、再スタート方法は、セーフティーカー先導によるローリングスタートとする。その手順は以下の通りとする。

- 1) 競技監督は競技再開時間を決定しピット放送並びに公式通知にて公示する。パークフェルメに停車していた車両は、決定された競技再開時間の 15 分前より第 2 パートのグリッドへの移動が手押しにて開始される。自己のピット前で作業を行っていた車両は、グリッドへの移動は許可されない。
- 2) パークフェルメに停車していた車両は、スタート 5 分前までに、グリッドへの移動を完了しなければならず、それ以降は、自己のピット前にて作業を行っていた車両と共にピットスタートとなる。
- 3) スタート 5 分前の時点で、セーフティーカーの直後にて、5 分前ボードが提示され、セーフティーカーは車両上部のイエローライトを点灯する。これ以降、通常のスタート進行同様の進行がなされ、メインフラッグ台にてイエローフラッグが振動提示された後、隊列はセーフティーカーの先導により走行を開始する。
- 4) ピットスタートの車両は、セーフティーカー先導の隊列の最後尾がピットレーン出口を通過後、ピットレーン出口シグナルのグリーンライト点灯によりレースに復帰することができる。
- 5) 走行開始後は、本規則第 50 条に規定されるフルコースコーション状態とみなす。
- 6) フルコースコーション状態の解除は、本規則第 50 条に準拠し、メインフラッグ台から、グリーンフラッグが振動表示され、シグナルブリッジにグリーンライトが点灯される。各自が、コントロールラインを通過した時点でフルコースコーションは解除され、レース状態に戻る。コントロールラインを通過するまでは、追い越しは厳禁とされる。
- 7) セーフティーカー先導による走行再開時、再開 1 周目より周回数としてカウントされる。

50-7 公式予選の中断

公式予選中に競技中断の合図がなされた場合、合図提示から再開までの時間はロスタイムとして扱われる。また公式予選の再開は、ピットレーンよりスタート審判員の指示に従ってコースインするものとする。

第 10 章 レース終了と順位認定

第 51 条 レース終了

51-1 決勝レースはスタート後、以下の時間が経過した時点あるいは公式通知にて示された終了時刻の時点の先頭車両に対し、チェッカーフラッグが振られる。チェッカーフラッグは 6 分間表示される。

51-2 万一、チェッカーフラッグが不注意その他の理由によりレーススタート後、4 時間が経過する前に表示された場合でも、レースはその時点で終了したものとみなされる。

51-3 また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて表示された場合には、最終順位はレーススタートから 4 時間が経過した時点における順位に従って決定される。

51-4 チェッカーを受けるためのコース上ストップや極端なスロー走行は禁止する。

第 52 条 順位および完走の認定

52-1 順位認定は、コントロールライン上（ピットレーン上も含むフィニッシュライン）でチェッカーを受けて最終周回を完了したチームに対して優先的に与えられる。

52-2 順位は、レース終了時の周回数の多いチームから決定される。同一周回数の場合は、フィニッシュライン（ピットレーン上も含む）通過順位によるものとする。

52-3 クラス毎の優勝チームが走行した周回数の 50%以上を走行したチームは、完走として認定される。

52-4 ピットレーン上にもフィニッシュラインは存在するものとし、そのフィニッシュラインを通過することによりチェッカーフラッグを受けることができるが、コース上でのチェッカーを受けたチームが周回数に関わらず順位は優先となる。※ピットレーン上のフィニッシュラインは、コース上のライン延長線上とする。

52-5 ピットレーンでチェッカーを受ける場合については、以下の規定を遵守すること。

- 1) 乗車しているライダーは正規に登録されたライダーであること。
- 2) ライダーは車検に合格した装備を完全に装着していること。
- 3) 競技役員による安全確保のための補助を除く、他者からの援助を受けてはならない。

52-6 チェッカーを受けられなかったチームの内、完走認定されたチームは、チェッカーを受けたチームの後に順位付けされる。

第 53 条 レース終了後の手順と暫定表彰

53-1 レース終了後の手順は次のように行う。

- 1) チェッカーと同時に 4 コーナー先から先頭車両の前にマーシャルカーがコースインする。
- 2) チェッカーを受けたライダーは徐行し、コースを 1 周する。
- 3) チェッカーを受けた全ての競技車両は、マーシャルカーの先導でコースを走行し、指定された場所で停車する。

53-2 上位 1 位～ 3 位の全ライダーは、表彰ステージでの仮表彰式に速やかに出席しなければならない。

53-3 チェッカーフラッグが提示された時点で、ピットインしていた車両の出走は禁止される。

第 54 条 入賞車両の車両保管および再車検

54-1 レース終了後、完走したすべての車両は、車両保管解除の許可ができるまでパークフェルメ または、指定された場所にて保管される。

54-2 保管車両で、必要に応じ分解検査を行う場合は、その該当車両のライダーもしくは登録されたピットクルーが分解しなければならない。

54-3 再車検により規定違反があった場合は失格とする。

54-4 車両保管解除発表後、競技役員は保管車両の責任は一切負わない。出場者は車両保管 解除と同時に保管車両を速やかに引き取らなければならない。

第 11 章 レース延期および中止

第 55 条 レースの延期および中止

55-1 大会審査委員会は、特別な事情が生じた場合、大会を延期あるいは中止することができる。

55-2 大会審査委員会の決定に対して全ての関係者は従わなければならない。

55-3 大会の中止と参加料等の返却は、次の表のとおりとする。参加者は、その他一切の損害 賠償を主催者に請求することはできない。

55-4 大会が延期になった場合、参加者が支払った参加料については、公式通知あるいは他の方法にて示す。

事例出場料 共済会掛金 予選が 1 回も行われず中止 選手受付した全員に返却する。

共済会の適用となる練習走行が 行われていなければ返却する。

予選は行われ、決勝グリッド 発表後中止 決勝進出者のみ返却する。

決勝レースが行われたのち 中止返却しない。

第 12 章 賞 典

第 56 条 4 時間決勝レースの賞典

56-1 賞典は下表の通りとする。

56-2 仮表彰式に出席しなかった場合は正賞副賞ともに受賞の権利を放棄したものとみなされる。

第 57 条 4 時間決勝レースの特別賞

57-1 4 時間決勝レースの特別賞は、以下の通りとする。また、特別賞が追加される場合は、公式通知にて公示される。各賞毎に正賞としてトロフィーが贈呈される。

- ① 最年少ライダー賞 決勝に出場した完走チームの中で最年少のライダー ※出場申込書に記載された年齢および生年月日で決定する。
- ② レディース賞 決勝に出場した完走チームの中の女性で最も輝いていたライダー
- ③ 決勝に出場したチームの中で、最も遠方からエントリーいただいたチーム
- ④ **57-2** 賞仮表彰式に出席しなかった場合は、正賞副賞ともに受賞の権利を放棄したものとみなされる。

第 13 章 主催者の権限

第 58 条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

58-1 参加申し込み受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。

58-2 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による健康診断書の提出を要求し、競技出場の健康上の理由による可否を最終的に決定することができる。

58-3 参加受付後であっても、競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し、指定医師による診断を受けるよう要求する場合がある。ライダーがこれを拒否した場合、また、診断の結果、走行に適さないと判断された場合は、当該ライダーの指名登録を取り消す場合がある。この決定に対する抗議は認められない。

58-4 ゼッケンナンバーの指定、あるいはピットの割当等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。

58-5 やむを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの指名登録 または変更について許可することができる。

58-6 すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版、広告に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可できる。

58-7 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

第 14 章 損害の補償・大会役員の責任

第 59 条 損害の補償

59-1 車両の破損 参加者は、車両が競技役員によって保管されている期間をのぞき車両およびその附属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。

59-2 損傷の責任 競技会開催期間中、またはその前後に起きたライダーおよびピットクルー、ヘルパーの損傷は自らが責任を負うものとする。

第 60 条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは主催者・大会役員・競技役員が一切の損害補償の 責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務 に最善を尽すことは勿論であるが、もし、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーおよび車両等の損害に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

第 15 章 本特別規則の適用と補足

第 61 条 本特別規則の解釈

本特別規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する回答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

第 62 条 公式通知の発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって示される。

公式通知は、

- 1) 電子掲示板（情報ダウンロードページ）に掲載される。
- 2) 参加代表者の住所に郵送される。
- 3) 大会事務局に配布される。
- 4) ライダーズブリーフィングで伝達される。
- 5) ピットモニターでのテロップにて伝達される。
- 6) 緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上の方法によって参加者に通告される。

第 63 条 本特別規則の施行

本特別規則は、第 1 章第 1 条に示される競技会に適用されるもので、競技会の参加申し込み受付け開始と同時に有効となる。

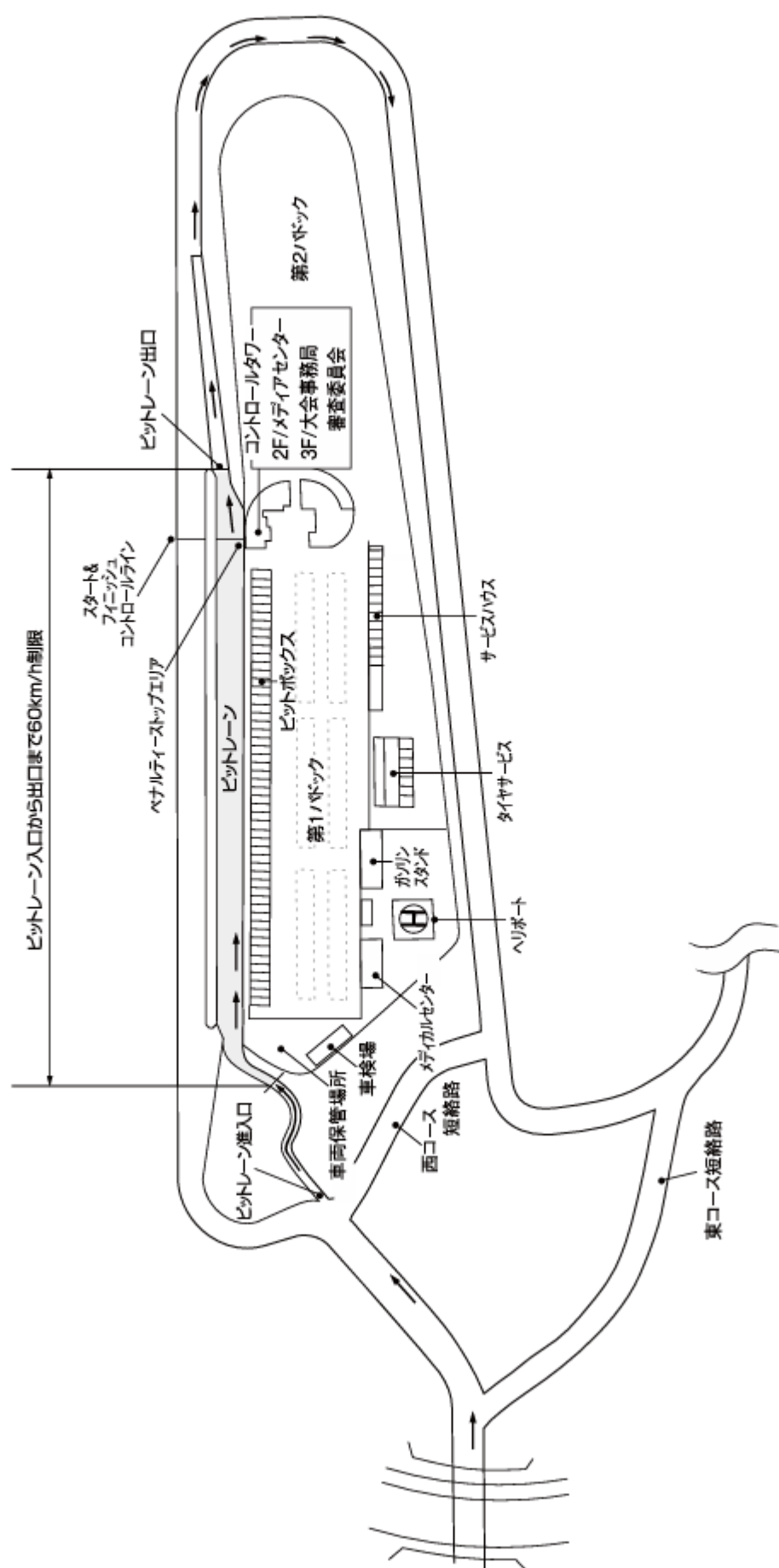
第 16 章 カメラの取り付け

第 64 条 カメラ取付方法

カメラ搭載（推奨カメラ取付方法）

- 1) Gopro 等の形状のカメラの場合、防水カバーにタイラップ等を巻き、カバーが開くことを防止すること。カバーをマウントしているステーと車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングし、脱落防止をすること。
- 2) カメラにストラップ穴がある場合、カメラのストラップ穴と車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングし、脱落防止をすること。
- 3) 上記①・②に該当しないカメラの場合 カメラ本体と車体間をステンレスワイヤー等でワイヤリングをし、脱落防止をすること。カメラ本体にタイラップ等を巻き、タイラップとのワイヤリングも許可される。
- 4) カメラ本体（単体）はステー等を用い、車体に確実に固定された変形しない面への取付けが求められ、カメラ単体（ケース含む）をガムテープやベルクロ等の不確実な方法で競技車両に取付けることは禁止される。
・車載カメラの取り付けステーは以下のa. ～ d. の方法で競技車両に確実に固定し、ステーへの確実なカメラ固定と同時に、偶発的にカメラが脱落した場合に、落下防止のためのカメラ本体（防水カバー）へのステンレスワイヤー等によるワイヤリングを施した状態で車検を受けること。
 - a. カメラステーの取り付けはボルトまたはビス等で競技車両に確実に固定すること。
テープやタイラップ等による取り付けは許可されない。
 - b. リア付近にカメラを取り付ける場合は、フレームまたはリアカウルにステーを確実に固定すること。カウルに取り付ける場合は、取り付け部の裏側等に当て板を使用しカウル強度を確保すること。
 - c. フロント付近にカメラを取り付ける場合は、左右フロントフォーク中心線より内側とし、ハンドルバー、またはハンドルブラケットへのステーおよびカメラの取り付けは禁止される。
 - d. カメラステーを含めたカメラセットの取り付け高さは、取り付け面（フロントはトップブリッジ、リアはリアカウル上面基準）から高さ100mm 以下を目安とする。これに違反した場合は取り付けを許可されない場合がある。

パドック案内図



もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故（以下『事故』という）によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率（入院中に受けた手術の場合：20倍・外来で受けた手術の場合：5倍）を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限りです。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処置、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。	入院中の手術の場合 100,000円 外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動（テロ行為を除きます。）などによる事故。
- ・頸部症候群（いわゆる『むちうち症』）または腰痛で医学的他覚症状のないもの など
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

2. 保険金ご請求のお手続き

(1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。

(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)

(2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

4. 個人情報の取扱について

○もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

ご契約、事故に関するお問い合わせ先

取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス

〒510-0201 三重県鈴鹿市稲生町7992

TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)

FAX:059-370-0248

ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社

TEL:059-226-5161 FAX:059-226-5165 (営業時間平日9:00~17:00)

事故に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一課

TEL:052-953-3911 FAX:042-497-5847 (営業時間平日9:00~17:00)

【レース映像使用ガイドライン】

モビリティリゾートもてぎでは、映像著作権や肖像権の観点から、レース映像（車載カメラ映像等）を動画共有サイトや SNS へのアップロードを禁止させていただいておりました。しかしながら、もてぎ 7 時間耐久ロードレースに関わる皆様により多くの楽しみをご提供する環境を整えるため、新たにレース映像使用ガイドラインを設定いたしました。皆様が楽しくレースを楽しんでいただくため、適切な映像利用にご協力をお願いいたします。

1. レース映像の対象

車載カメラ映像およびピット・パドックで撮影した映像

2. 利用範囲

個人アカウントでの動画共有サイトおよび SNS 動画掲載

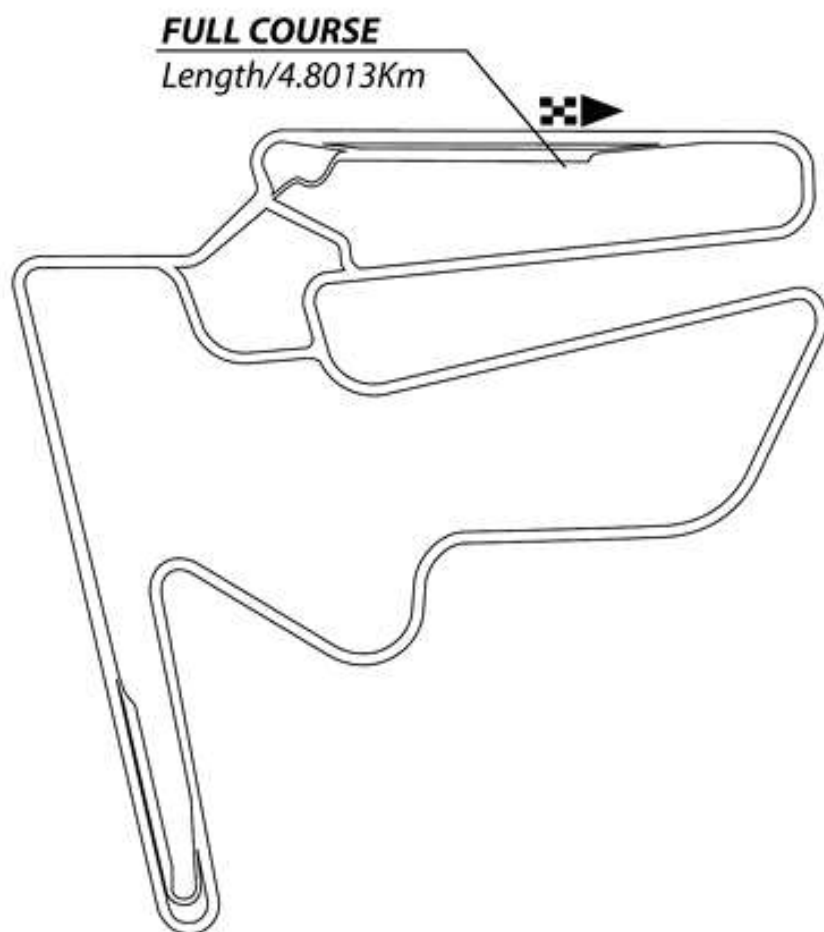
3. 禁止事項

- ①企業・団体アカウントでの動画共有サイトおよび SNS 動画掲載
- ②広告宣伝活動等
- ③レース競技判定等
- ④他の競技者や競技役員、レース関係者を批判する言動・行為

※動画共有サイト(YouTube など)や SNS(Facebook など)へ掲載する際は、上記①～④に該当しない内容であることをご確認くださいとともに、第三者のプライバシーにご配慮いただき、問題が生じた際は当事者間での解決をお願いします。

4. 注意事項

- ①第三者のプライバシーに十分な配慮をすること。
- ②動画掲載により生じた、あらゆる問題は当事者間で解決すること。
- ③車載カメラの取り付け方法は規則に準拠すること。
- ④企業・団体アカウントでの動画掲載や広告宣伝活動を行う場合は、有償（料金は使用用途により異なります。）にて 使用いただけます。モビリティリゾートもてぎ HP 内 お問合せページに申請をすること。
- ⑤本ガイドラインは、モビリティリゾートもてぎの判断にて予告なく変更・改訂をさせていただく場合があります、予めご了承ください。



2026.07.01